

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

日本IBMジョブ型リストラ 正社員1000人削減か

IBMが来年末までメドに全世界でインフラストラクチャー・サービス
の分社化を進めているのは既報の通りですが、ここにきて人員削減が表面化してきました。ヨーロッパでは1万人の人員削減が進められており、完了は来年半ばまでかかることが11月25日に報道されました。

11月12日に山口社長が「変化を恐れず、未来に向けて前進する」と題した社内発表をした途端、悲鳴に近い相談が一斉に組合に押し寄せました。これまでのところ以下の部門で退職勧奨が行われています。

有名です。今回の人員削減ではこの仕組みが悪用され、本来は会社の責任で進められなければならない人員削減が、従業員個人の自己責任として進められています。現在行われている退職勧奨の典型的なパターンをご紹介します。

うのは本末転倒な話です。「働きぶり」に至っては何の根拠もありません。組合員には協定を発動する前に協定に基づいて団体交渉を申し入れています。この協定に従い、会社は組合員の労働条件や処遇に関する交渉について組合と団体交渉で協議しなければなりません。もちろん、退職勧奨もその範疇に入ります。安心してください。

2021年春闘アンケートのお願い

※組合ホームページからもアンケート回答ができます: 「各種アンケート かいな」で検索

- 性別 ①男性 ②女性
- 年齢 ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60才以上
- 雇用 ①正社員 ②100%子会社社員 ③関連会社社員 ④シニア・プロフェッショナル ⑤契約社員 ⑥シニア契約社員(週日勤務) ⑦派遣社員 ⑧パート・アルバイト ⑨その他 ()
- バンド ①3 ②4 ③5 ④6 ⑤7 ⑥8 ⑦9 ⑧10以上
- 職種 ①SE系(ITS/ITA/PM/PE/DPE等) ②コンサル ③営業系 ④事務系 ⑤サポート系(CE等) ⑥本社系(F&P/人事/法務等) ⑦LAB系 ⑧その他 ()
- 組合 ①加入 ②未加入
- 設問1 あなたの生活実感は、次のうちどれに該当しますか。もっとも近いものを選んでください。 ①かなり苦しい ②やや苦しい ③ややゆとりがある ④かなりゆとりがある
- 設問2 あなたは、2021年にいくら賃上げを要求しますか。 ①5千円 ②1万円 ③2万円 ④3万円 ⑤4万円 ⑥5万円 ⑦6万円 ⑧7万円 ⑨8万円 ⑩9万円 ⑪10万円以上 (具体的金額: 円)
- 設問3 いま職場でとくに不安・不満に感じることを3つ選んでください。 ①賃金 ②雇用・リストラ ③企業の将来 ④労働時間(残業・休暇など) ⑤ただ働き(サービス残業) ⑥査定・評価 ⑦仕事の内容・しかた ⑧過労・健康 ⑨職場の安全 ⑩賃金や処遇の差別 ⑪パワハラ ⑫セクハラ ⑬社会保険未加入 ⑭正社員として働きたい ⑮雇止め ⑯職場の人間関係 ⑰技能・技術の継承 ⑱人員不足 ⑲その他(具体的に:)
- 設問4 会社の将来についてご意見をお聞かせください。
- 設問5 会社の現状についてのご意見をお聞かせください。(労働条件・福利厚生・職場環境等)
- 設問6 現在困っていることをお聞かせください。(ハラスメント・キャリア面談・在宅勤務等)
- 設問7 あなたは、2021年に在宅勤務手当としていくら要求しますか。 ①4千円 ②5千円 ③6千円 ④7千円 ⑤8千円 ⑥9千円 ⑦1万円以上 (具体的金額: 円)
- 設問8 安倍政治を継続する菅政権のすすめる政策についておききします。 (1) 消費税率が10%に引きあがってどう思いますか。 ①10%で良い ②5%に戻してほしい ③消費税は廃止 ④わからない (2) 憲法9条(戦争放棄)の改定については、どう思いますか。 ①改定に反対 ②改定に賛成 ③わからない

ご協力ありがとうございました。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用賃金差別裁判	12/10(木)13:30~	東京地裁510号法廷
パワハラ賃下げ裁判	12/14(月)11:00~	進行協議 東京地裁民事19部
パワハラ降格裁判	01/14(木)10:00~	東京地裁527号法廷
AI 不当労働行為事件	01/28(木) 9:50~	都庁第1庁舎南1階集合

冬ボーナス回答状況 大健闘するJMITU

日本IBMでは会社業績達成度と個人業績率で個人賞与基準額に掛け合わされて年間支払い額が決定されるため、賃上げが延期された今年の冬ボーナス予想平均額は夏ボーナス回答と理論的に同じになります。

その一方で、コロナ禍

JMITU主要各社冬ボーナス回答速報

会社	一般職平均	月数
アドバンテスト	1,290,800	4.00
川本製作所	1,142,100	3.79
NTTデータ	873,000	—
リガク	815,000	2.42
NTT東日本	814,000	—
日本IBM(組合予想)	800,000	1.80
カシフジ	800,000	2.69
村松フルート	798,808	2.55
日立建機ティエラ	790,000	2.80
リオン	780,000	2.47
芝浦電子	775,075	2.80
日本NCR	773,813	2.00

左上表はJMITUにおける回答状況です。日本IBMの一般職予想平均額は夏と同じですが、他社は3次回答まで引き出す交渉を続けており、同業のNTTデータにも水を空けられています。

さらに、社会的に注目されている定年後再雇用者の処遇改善もJMITU各社で進んでいます。例えば三英社支部では、住宅手当支給に続き、来年4月から正社員と同様の基準で家族手当を支給するという回答を引き出しました。その他にも東京測器研究所支部、宇野沢鉄工所支部、鈴木シャッター支部、大東工業支部、リガク支部、エーデファイ支部、ニッタン支部、超音波工業支部などで手当の改善が進んでいます。再雇用者へのボーナス支給も次々と回答を引き出しています。例えば、ダイワ支部では23万円、東洋精機支部では2.01ヶ月の支給、日本NCR支部では正社員と同じ月数の回答を得ました。

デリバリー部門の働き方 ILC過少申告の誘導ダメ

かいな2373号でデリバリー部門の非人間的な働き方の根本原因となっている、「異常に高額な要員単価」と、それによる「無理な要員計画の是正」などを要求した秋闘1次要求と、その会社回答をご紹介します。

木で鼻をくくったような会社の「無理な要員計画であることを前提とした貴組合の独自の見解、断定に基づく要求に依じる回答に対して、組合は秋闘2次要求で要求内容を次のように変更した結果、ILCの過少申告を誘導したラインやDPE、PMなどを処分する会社回答を引き出しました。

(秋闘2次要求)

GTS部門やGBS部門で、要員計画が本来必要な要員とあっていない状態のプロジェクトについて以下のように要求します。

(1) 上記の原因の一つである、高額な要員単価を是正することを要求します。

(2) ILCの過少申告をするよう誘導したラインマネジャーやDPE、PMを処分することを要求します。

(3) プロジェクトが始まった後、要員の増強が必要になった時、会社が責任をもって要員を増強することを要求します。

(会社2次回答)

まず、会社は、貴組合の主張する「GTS部門やGBS部門で、要員計画が本来必要な要員とあっていない状態のプロジェクト」というものがあつた場合において、その原因の一つが「高額な要員単価」であるとの一連の認識ならびに考えはありません。

また、会社はビジネス

プランの立案に際して適正な要員単価の設定を行っており、その単価を「高額である」とする貴組合の独自の見解、断定に基づく要求に依じる考えはありません。

(2) および(3)については既に確立されている会社所定のルール、仕組みの中で厳格かつ適切な運用がなされているとの考えです。なお、現場での厳格かつ適切なプロジェクト運営がなされるように、会社は関連する教育、指導を今後も継続的に実施してまいります。

また、会社は、具体的な事例において違法の可能性ある場合はもとより、疑義がある場合には、適切な機関にて調査の必要性の是非を検討し、続く調査結果に基づき、都度必要な措置の実施を徹底しており、この姿勢に一切の揺らぎがないことをここに申し添えます。

手当・休暇の格差は違法 最高裁が判断 日本郵便(株)有期雇用格差是正裁判 勝利判決

10月15日、最高裁判所第1小法廷は、有期雇用社員と正社員との労働条件格差の不合理性に関して、各種手当および、休暇制度における正社員との格差が不合理で違法であるとして、日本郵便株式会社に対して、旧労働契約法20条に反する不法行為として損害を認める判決を下しました。

労働契約法第20条

本件は、会社における有期雇用社員と正社員との間の労働条件の相違が旧労働契約法20条が定める不合理な労働条件の相違にあたるか否かを判断したものであり、上記手当及び休暇制度の格差を違法と最高裁が判断したことは、非正規労働者の均等・均衡待遇実現への

各種手当の違法性

最高裁は、扶養手当について、「扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じて、その継続的な雇用を確保する」という目的によるものと考えられるとし、「契約社員についても、扶養親族があり、かつ、相応に継続的な職務が見込まれるものであれば、扶養手当を支給することとした趣旨は妥当する」として、扶養手当の支払いを命じました。また、年末年始勤務手当については、郵便の業務を担う正社員の給与を構成する特殊勤務手当の一つであり、「12月29日から翌年1月3日までの間に支給されるもので

あることからすると、同業務についての最繁忙期であり、多くの労働者が休日として過ごしている上記の期間において、同業務に従事したことに対し、その勤務の特殊性から基本給に加えて支給される対価としての性質を有する」としました。そして、年末年始勤務手当の性質や支給要件及び支給金額に照らせば、これを支給することとした趣旨は、時給制契約社員にも妥当するものとし、不合理としました。

有給休暇における格差

次に、有給の病欠休暇について、正社員が長期にわたり継続して勤務することが期待されることから、その生活保障を図り、私傷病の療養に専念させることを通じて、その継続的な雇用を確保す

度という目的によるものと考えられるとし、この目的に照らせば、時給制契約社員についても、相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、その趣旨は妥当するとして、病欠休暇について有給と無給の相違を設けることは不合理としました。

格差是正は喫緊の課題

今回の判決では、各種手当および一定の休暇制



道を一歩進めたものと評価することができず、

度

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本 社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	GTS. TSS. クロスエリアデリバリー	佐久間康晴	209-8019
名古屋	GTS. 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大 阪	GTS. TSS. Sol&DeIPRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		